

朝倉市甘木 B&G 海洋センター管理運営業務の内容及び基準について

朝倉市甘木 B&G 海洋センターの管理業務等を実施するための基準を示すものである。指定管理者は、業務の遂行にあたり公の施設としての性格を十分認識し、日常又は定期に必要な保守・点検業務を行い、快適な施設環境を作るとともに、各種機器類の性能を常に最良の状態に維持し、故障の予防及び設備の恒久化に努めるものとする。

1 管理業務に関する事項

(1) 基本的事項

- ①公の施設であることを念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- ②事業計画書に基づき、利用者が快適に施設の利用ができるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営費の節減に努めること。
- ③利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- ④施設の性格上、利用者の生命、身体を預かる施設であるとの認識を持ち、安全管理を徹底し、事故のないように努めること。
- ⑤省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- ⑥行政と密接に連携を図りながら、管理運営を行うこと。
- ⑦個人情報の適切な取り扱いに努めること。

(2) 受付・案内等業務

指定管理者は、利用者へのサービスの支障のないよう、適切な対応を行うこと。また、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をするとともに、その内容を市へ報告すること。

(3) 緊急時の対応

- ①指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。
- ②利用者、来館者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、的確に対応すること。

(4) 組織及び人員配置

管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人數の職員を配置すること。

(5) 収支状況の管理

収入支出の状況を明らかにする報告書を毎月作成すること。

(6) 事業計画書及び報告書の提出

①事業計画書の提出

毎年度末までに翌年度の管理運営に関する事業計画書を作成し、市に提出すること。

②業務計画書の提出

業務の実施状況については、利用者数、利用料金等の内容を作成し、その翌月の7日までに報告すること。

また、収支の状況等の内容は月報を作成し、四半期ごとにまとめ、その翌月15日までに報告すること。

③事業報告書の提出

毎年度終了後30日以内に、事業報告書を提出すること。なお、必要に応じ、以下の内容以外について報告を求めることがある。

- (ア) 管理運営の体制
- (イ) 管理の業務の実施状況
- (ウ) 利用者数実績
- (エ) 利用料金の収入の状況
- (オ) 管理に係る経費の収支状況

2 保守管理に関する事項

(1) 保守管理業務

現在行っている保守管理業務は別紙（施設管理業務一覧）のとおりである。

(2) 保険

①火災共済保険

建築物に対する火災共済保険は、市で加入する。

②施設賠償責任保険

次の賠償責任保険は指定管理者が加入すること。

- ・対人賠償保険
- ・対物賠償保険

(3) 施設設備及び物品

①施設における活動に支障をきたさないよう、備品の管理を行うこと。

②修繕できない備品については、市に破損の報告をすること。なお、更新については、市に協議すること。

③新たな備品が必要な場合は、市に協議すること。なお、備品管理にあたっては、備品台帳を作成し、変更があった場合は更新すること。

(4) 修繕

①応急的な修繕

施設において、破損、損壊または老朽化等により、管理運営上直ちに修繕を行う必要がある場合は、次のとおり行うこと。

(ア) 修繕に要する経費1件につき20万円未満のものについては、指定管理者が直ちに修繕を行う。

(イ) 修繕に要する経費1件につき20万円以上のものについては、速やかに見積書を添付し市に報告すること。

②計画的な修繕

修繕に係る経費のうち、次年度以降の修繕で対応が可能なものについては、市が別途指示したときに、修繕の箇所、内容、金額、優先順位等を報告すること。市は報告に基づき計画的に行う修繕項目を選定し、次年度以降予算の範囲内で修繕を実施又は指定管理者に指示を行う。

(5) 関係書類の整備

保守管理にあたっては、業務日誌、作業記録などの業務関係書類を作成し保管するものとする。

(6) 事故・故障等異常時の措置

施設内において、事故又は故障が発生したときは、市に報告し、指示を受けて必要な措置を講ずるものとする。

ただし、緊急を要する場合又は軽微な事故・故障の場合は、指定管理者において必要な措置を講ずるものとする。

(7) 法令等の遵守

施設の管理にあたっては、本基準の他、関係する法令及び条例・規則に基づかなければならない。

3 その他

(1) 補償対策

指定管理者の管理瑕疵により利用者の生命や身体に損害を与え、又は財物を損傷した場合、指定管理者がその損害を補償し、それ以外の瑕疵による場合については、両者協議の上対応するものとする。

(2) 市からの指示等への対応

- ①市から、施設の管理運営及び経理状況並びに施設の原状等に関する調査又は作業の指示があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
- ②市が実施又は要請する事業等（例：緊急安全点検、行事イベント、要人・案内・監査・検査等）への対応は、積極的かつ主体的に対応を行うこと。

(3) 使用料の減免

施設の使用料については、朝倉市甘木B&G海洋センター条例第10条及び朝倉市甘木B&G海洋センター条例施行規則（平成18年朝倉市教育委員会規則第34号）第4条に基づき、減免、免除する規定があるので対象者および対象団体に必要な措置を行うこと。

(4) 資料

指定管理に係る令和2年度から令和4年度の資料は下表のとおり。

① 光熱水費

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電気料	3,534	3,245	4,300
ガス代	44	44	45
水道料金	705	710	833

② 施設利用人数及び収入金額

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数・数量	金額(円)	人数・数量	金額(円)	人数・数量	金額(円)
プレー	小・中学生	2,242	493,240	2,059	452,980	2,983
	高校生	399	87,780	116	25,520	145
	一般	2,481	669,870	1,957	528,390	3,053
	幼児と保護者	583	157,410	405	109,350	686
	高齢者	611	79,430	611	79,430	1,179
	身障者	114	0	537	0	715

	第9条(100円)	847	84,700	635	63,500	625	62,500
	その他	10,876		10,286		14,450	
	教室	819	1,749,050	306	959,600	318	1,075,900
艇庫	艇庫	0	0	0	0	0	0
回数券	小中高回数券	32	70,400	30	66,000	51	112,200
	一般回数券	105	283,500	75	202,500	126	340,200
	高齢者回数券	41	53,300	58	75,400	102	132,600
会員券	小中高フリーパス	1	2,600	0	0	7	18,200
	一般フリーパス	157	507,000	94	360,500	145	516,600
	高齢者フリーパス	360	585,750	417	659,850	615	958,050
その他	ロッカー使用料		132,940		127,720		186,980
	アクアフェスティバル		0		0		95,000
合計			4,956,970		3,710,740		5,349,190

(別紙) B & G 財団業務一覧

	項目	内容	頻度	場所	備考
一般事務	財団サイトの確認		日々	-	専用サイト「コンパス」を使用
	利用人数報告	利用者集計報告	日々	-	
	海洋クラブ人数報告	利用者集計報告	月	-	
	調査等の回答	-	その都度	-	
資格関係	資格取得・更新	基準に準じた取得・更新		沖縄県	センター・インストラクター有効期間 5年
	リーダー研修	必要に応じた開催	その都度	朝倉市	朝倉市甘木 B&G 海洋センター
イベント関係	福岡県スポーツ大会	水泳・水上大会への参加	年1回	福岡県内	県内 B&G 施設
	全国 B&G 大会	水泳大会への参加	年1回	東京	東京辰巳国際水泳場
指導者会	入会(要資格)		その都度	-	センター・インストラクターが加入(必須)
	全国指導者会総会		3年1回	東京	笹川記念館
北九州ブロック連絡協議会	会議		年1回	担当市町村	福岡・佐賀・長崎・大分 (R2 朝倉市)
	実技研修		年1回	担当市町村	福岡・佐賀・長崎・大分
福岡県連絡協議会	会議		年5回程度	福岡県内	県内 B&G 施設
	実技研修		年1回	開催地	福岡県内
	事務局		13年1回	-	県内センター輪番 (R2 朝倉市)
その他	財団主催の研修会		不定期	開催地	

(別紙) 施設管理業務一覧

	作業の種類		頻 度	金 額(円)	備 考
	項 目	内 容			
◎	警備業務	閉館時機械警備	年間	642,816	
◎	VEC ヒーター保守点検業務	点検整備	3回／年	441,000	
◎	消防用設備保守点検業務	点検整備	2回／年	74,800	
◎	浄化槽保守点検業務	点検整備	毎月	553,728	
◎	電気保安点検業務	点検整備	隔月	202,884	
◎	地下タンク点検業務	点検整備	1回／年	55,000	
◎	プール水検査業務	検査	毎月	114,420	
△	清掃業務	定期清掃	年間	475,200	
△	空調設備点検業務	点検整備	2回／年	261,600	
△	自動券売機保守点検業務	点検整備	2回／年	110,000	
△	循環浄化装置保守点検業務	点検整備	3回／年	99,000	

◎…法定検査・委託

△…自主点検・委託

令和4度実績